

日本政府の新型コロナウイルス感染症対策  
(本年6月以降の水際措置の見直し)

2022年5月26日  
在ギリシャ日本国大使館

5月20日、日本政府は新たな水際対策措置(28)により、6月1日以降の日本入国時の検査及び入国後の待機期間の見直しを発表しました。

1 6月1日以降、各国・地域を「赤」、「黄」、「青」の3つの区分に分け、入国日前14日以内の滞在国がどの色の区分に該当するか、また、日本政府が指定する条件を満たした3回目ワクチン接種証明書を保持しているかどうかで、入国時の空港での検査の有無、及び入国後の待機期間・待機場所が指定されることとなります。

(1)「赤」の国・地域から入国する場合

- 入国時の検査：(3回目ワクチン接種証明書の有無に関わらず)実施あり
- 入国後の待機期間・場所：
  - ・3回目ワクチン接種証明書あり：最短3日間の自宅待機(※原則7日間の自宅待機だが、入国後3日目に自主的に受けた検査の結果が陰性であれば、その後の自宅待機は不要)
  - ・3回目ワクチン接種証明書なし：検疫所指定の宿泊施設で3日間待機(※入国後3日目に同施設で受けた検査結果が陰性であれば、その後の自宅待機は不要)

(2)「黄」の国・地域から入国する場合

- 入国時の検査
  - ・3回目ワクチン接種証明書あり：実施なし
  - ・3回目ワクチン接種証明書なし：実施あり
- 入国後の待機期間・場所
  - ・3回目ワクチン接種証明書あり：待機なし
  - ・3回目ワクチン接種証明書なし：最短3日間の自宅待機(※原則7日間の自宅待機だが、入国後3日目に自主的に受けた検査の結果が陰性であれば、その後の自宅待機は不要)

(3)「青」の国・地域から入国する場合

- 入国時の検査：(3回目ワクチン接種証明書の有無に関わらず)実施なし
- 入国後の待機期間・場所：(3回目ワクチン接種証明書の有無に関わらず)待機なし

2 これに関し、本日26日、各国・地域の区分が公表され、ギリシャは、「青」の区分に指定されました。ついては、6月1日以降、ギリシャから日本へ入国する場合は、上記1(3)の措置が適用されますので、ワクチン接種証明書の有無に関わらず、入国時の空港での検査、及び入国後の待機は不要となります。

ただし、出国前72時間以内のPCR検査証明書は、いずれの色の国・地域から入国する場合も引き続き必要となります。また、それ以外の誓約書や質問票も引き続き検疫への提出が必要とされていますので、ご注意ください。

3 なお、区分の指定は、各国・地域の感染状況等から必要に応じて見直しを行うとされていますので、渡航される際は、最新の水際措置の情報をご確認ください。

本件詳細につきましては、以下のサイトをご確認ください。

■厚生労働省のサイト

○水際措置強化に係る新たな措置（28）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000941163.pdf>

○水際対策強化に係る新たな措置（28）1. に基づく国・地域の区分について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000943166.pdf>

○水際措置強化に係る新たな措置（28）Q&A（5月25日現在）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000941306.pdf>

○水際対策強化に係る新たな措置（28）に基づく国・地域の区分について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000943167.pdf>

■外務省のサイト

○新たな水際対策措置（水際対策強化に係る新たな措置（28）に基づく国・地域の指定について）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2022C048.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C048.html)

在ギリシャ日本国大使館（領事部）

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St., 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911 FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : [consular@at.mofa.go.jp](mailto:consular@at.mofa.go.jp)